

○鳥羽志勢広域連合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

〔平成19年6月1日〕  
規則第4号

改正 平成20年4月1日規則第3号

（趣旨）

**第1条** この規則は、鳥羽志勢広域連合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例（平成19年鳥羽志勢広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

**第2条** 事務を分掌させるため鳥羽志勢クリーンセンターに次の職員を置くことができる。

- (1) 所長
- (2) 管理担当
- (3) 業務担当

（職務）

**第3条** 所長は、上司の命を受け鳥羽志勢広域連合し尿処理施設（以下「施設」という。）に属する業務を掌理し、事務を遂行する。

（搬入等の時限）

**第4条** 施設へし尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）を搬入できる日は、鳥羽志勢広域連合の休日を定める条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 施設へし尿等を搬入できる時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、毎週金曜日は午前8時30分から午後6時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、鳥羽志勢広域連合長（以下「広域連合長」という。）が施設の管理上等により特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

4 公園については、前3項の規定にかかわらず原則時限は定めないものとする。

（許可申請）

**第5条** 条例第5条の許可を受けようとする者は、搬入許可申請書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、搬入許可証（様式第2号）を交付する。

3 前項の規定により許可を受けた者は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可の期限）

**第6条** 前条の許可の期限は、許可の日から2年以内とし以降も同様とする。ただし、必要と認めるときは、広域連合長はその期限を短縮し、又は条件を付することができる。

（許可証の返納）

**第7条** 搬入者は、次のいずれかに該当するときは、搬入許可証を広域連合長に返納しなければならない。

- (1) 搬入許可証の有効期限が過ぎたとき。
- (2) 搬入許可を取り消されたとき。

（損害賠償）

**第8条** 施設を使用する者が、故意又は過失により施設及び設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、広域連合長の定める額を賠償しなければならない。ただし、

第8編 環境・衛生（鳥羽志勢広域連合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則）

広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（免責）

**第9条** この規則及び条例により処分を受けたことによる損害については、広域連合長は特別の事由がある場合を除き関係者に対しその責任を負わない。

（委任）

**第10条** この規則に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



様式第2号（第5条関係）

搬入許可証			
	住所	第	号
	氏名		
年 月 日付で申請のあつた への搬入については、次のとおり許可する。 年 月 日		・鳥羽志勢広域連合クリーンセンター ・中継槽（・磯部・阿児・大王・志摩・浜島・南勢）	
鳥羽志勢広域連合長		印	
1 搬入計画量	日 量		・立方メートル ・キロリットル
2 運搬車両 (自動車の登録番号及び積載量)	登録番号	積載量	
3 許可期間	年 月 日 ～		年 月 日
4 条件等	・ ・ ・ ・搬入する地域 志摩市（浜島町・大王町・志摩町・阿児町・磯部町） 鳥羽市 南伊勢町（旧南勢町・旧南島町） （ ）		